

城東区役所 随意契約結果(物品等)

様式10

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	地方財務実務提要 令和4年度追録	図書	株式会社ぎょうせい	38,962円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G8	-
2	城東区災害対策用職員住宅にかかる什器	家具	エイトレント株式会社	74,448円	令和4年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	別紙1のとおり	-

【 地方自治法施行令第167条の2 第1項各号に該当する随意契約理由 】(以下参照)

<http://www2.keivaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeirivuu.pdf>

## 随意契約理由

現在の城東区災害対策用職員住宅にかかる什器の賃貸借については、エイトレント株式会社が実施しており、現状の設備で問題なく、賃貸借できている。

他社から什器の賃貸借を受けることで、設置されている什器の搬入出が必要となり、初期費用が高額になることによって、現在よりも費用が高額になることが必至であるので、引き続きエイトレント株式会社と特名随意契約を行う。